

匿名の集団から名前と顔のある個人へ
——ナチ・ドイツによる「安楽死」犠牲者の記録・記憶・追悼⁽¹⁾

中 野 智 世

はじめに

2019年1月18日、南ドイツ、バイエルンの州都ミュンヘン市の郊外で、ナチ・ドイツ体制下で命を落とした一人の女性を追悼する催しが開催された⁽²⁾。女性の名はイルムガルト・ブルガー（旧姓ブランケンシュタイン）、追悼の場はミュンヘンの世紀末文化・芸術の中心地として知られたシュヴァーピング地区、緑豊かな街区に瀟洒な住宅が立ち並ぶデトーシュ通り14番地である。この日、この建物の入り口の扉横の壁面にステンレス製の細長いパネルが設置された（図版①）。パネルの上には12センチ四方の金のプレートが埋め込まれ、彼女の名前や生没年月日などと並んで少女時代の彼女の顔が点描画で描かれている（図版②、③）。この小さなプレートを目にした人は、かつてこの通りのこの家に住んでいた女性が、いつ、どのようにしてナチ政権による迫害の犠牲となったのか、個人の辿った運命に思いを馳せることができるのである。

近年のドイツでは、このように、ナチ体制下で犠牲となった人々を抽象的な数字や集団としてではなく個人として想起・追悼しようとする取り組みが盛んに行われている⁽³⁾。ただしその対象となるのは、多くがホロコースト——ナチ体制下で行われたユダヤ人の大量虐殺——の犠牲となったユダヤ系の人々であった。イルムガルトの父親マックス・ブランケンシュタインはキリスト教に改宗したユダヤ教徒であり、それが露見すれば彼女にも危害が及ぶ可能性は確かにあった。しかし、彼女が犠牲となったのはそのためではない。イルムガルトは、ホロコーストと並ぶナチ・ドイツのもう一つの犯罪、病者・障害者に対する大量殺害、いわゆる「安楽死」の犠牲となったのである⁽⁴⁾。



図版① デトーシュ通り 14 番地（向かって左側にパネル）

出典：Wikimedia Commons



図版② パネル上の金のプレート

出典：Wikimedia Commons



図版③ 少女時代のイルムガルト・ブルガー（1910年頃）

出典： *Gedenkbuch für die Münchner Opfer der nationalsozialistischen „Euthanasie“-Morde*, hg. v. NS-Dokumentationszentrum München und dem Bezirk Oberbayern durch Michael von Cranach, Annette Eberle, Gerrit Hohendorf und Sibylle von Tiedemann, Göttingen 2018, S. 324.

（中野智世・木畑和子・梅原秀元・紀愛子『「価値を否定された人々」——ナチス・ドイツの強制断種と「安楽死」』新評論、2021年、221頁。）

ナチ体制下のドイツでは、第二次世界大戦がはじまる 1939 年前後から、精神病院や障害者施設に収容されている患者・入所者をターゲットとした組織的な大量殺害が行われた⁽⁵⁾。精神病院の入院患者が、ある日バスでまとめて連れ去られ遠方の「安楽死」殺害施設で殺される——アウシュヴィッツをはじめとする絶滅収容所でのガス殺に先駆けて行われた一酸化炭素による大量殺害は、いわゆる「T4 作戦」⁽⁶⁾として知られている。しかし、この「T4 作戦」のほかにも、病院内での意図的な致死量の薬物注射や食事制限による餓死殺など様々な方法による患者殺害が行われていた⁽⁷⁾。これらを含み、ナチ体制下で秘密裡に遂行された「安楽死」の犠牲となった人々は、ドイツおよびその支配下にあった近隣諸国をあわせておおよそ 30 万人とされている。

医師や官僚、福祉・教育関係者など多数の人々が関わった「安楽死」殺害は、しかし、戦後すぐに知られることとなったホロコーストに比して、長らく一般には知られていなかった。後述するように、この事象は 1945 年以降も医学界のタブーであり、医学史研究者による解明が本格的に始まったのはようやく 1980 年代のことである⁽⁸⁾。そこで問われたのは、まずは加害の側であった。「安楽死」殺害の計画や実行のプロセス、各地の精神病院や福祉施設などの組織的協力が明らかにされ、犠牲者の選別や殺害に関与した医療関係者についても検証が進んだ。こうして加害者一人ひとりの動機や思想・行動までが明らかにされていったのに対し、犠牲者については、もっぱら集団としての属性やその人数が論じられる程度にとどまっていた。例示的に犠牲者個人がとりあげられることがあっても、そこでは「患者 A」として匿名化されるのが常であり⁽⁹⁾、一人ひとりの犠牲者について触れることは長らく暗黙のタブーであった。

しかし近年、そうした「加害者には顔があるが、犠牲者にはない」⁽¹⁰⁾とさ

れる状況に変化が生じている。冒頭のイルムガルトの例が示すように、犠牲者はもはや匿名の存在としてではなくフルネームの実名で、時には顔写真や個人のライフヒストリーとともに公共の場所や書物、オンライン上でその存在が公表されるようになってきた。「安楽死」から70年あまりを経て、歴史の闇の中に埋もれていた犠牲者の姿が今ようやく明らかになり始めたと言える。

こうした近年の変化を踏まえて、本稿では、なぜ今、長年のタブーが破られることになったのか、犠牲者の実名公表に至った背景とその意義についてあらためて考えてみたい。匿名でしか語られなかった犠牲者の運命が、なぜ今になって実名のもとに広く公表されるようになったのか。こうした「変化」をもたらした諸要因は何か。そしてこの「変化」は歴史研究において、またドイツ社会においてどのような意味を持つのだろうか。

こうした問いを出発点として、以下では、まず犠牲者が匿名の存在にならざるをえなかった社会的背景や諸要因を整理し（第1節）、次いで2000年代以降、匿名化が徐々に疑問視されていく経緯と（第2節）、実名公表に向けたコンセンサスが形成されていくプロセスを二つの専門家会議での議論を手がかりに検証する（第3節）。最後に、匿名から実名へという一連の経緯が、ドイツにおける「過去の克服」——「安楽死」を含むナチ体制下の「負の過去」との取り組み——、ことに犠牲者の追悼や想起といった観点からどのように解釈しうるのかを考えてみたい。

1. 「名前も顔もない」犠牲者——匿名の理由

「安楽死」犠牲者は、ホロコーストの犠牲者に比して、しばしば「忘れられ

た犠牲者」と称されてきた。彼らの存在が社会的に広く知られることはなく、長らくナチ犯罪に関する戦後補償の対象にもならなかった⁽¹¹⁾。これにはいくつかの理由がある。

まず、そもそもこの「安楽死」殺害は秘密裡の作戦として遂行されたため当時から様々な隠ぺい工作が施されており、犠牲者の家族であっても真実を知らされることはなかった。「安楽死」の犠牲となった人々の死亡通知書は、死因はもちろん、死亡日時や場所も改ざんされており、家族の求めに応じて届けられた遺灰も本人のものではなかった。遺族の中には身内の不自然な死に疑念を持つものも少なくなかったが⁽¹²⁾、戦時下にあつて病院側が家族の問い合わせや情報開示要求に応えることはなく、戦後も長らくこうした対応が変わることはなかった。

さらに犠牲者の家族の側でも、こうした家族の死の真相を明らかにしようとする人は多くはなかった⁽¹³⁾。その背景には、ナチ時代のみならず、戦後社会においても広く蔓延していた精神疾患・障害に対する社会的偏見がある。当時、こうした病や障害の多くは遺伝すると考えられており、残された家族は、戦前戦後を通じて自身が迫害や差別の対象となることを危惧しなければならなかった⁽¹⁴⁾。また、そうでなかったとしても、病氣や障害のある家族のケアを施設や病院の手に委ね、様々な事情から自らの手に引き取らなかった、引き取ることができなかったことに對し良心の呵責を覚える遺族も少なくなかったと思われる。その結果、戦後になつても、「祖母が強制収容所にいた」と語ることはできても、「祖母が精神病院で『安楽死』の犠牲になった」と語ることは長らくタブーであつた⁽¹⁵⁾。こうして、加害と被害どちらの側も沈黙する中で、「安楽死」犠牲者は社会の中だけでなく家族の記憶の中からも消えていった。

こうした状況にメスをいれたのが、先述の通り、1980年代に始まったジャーナリストや医学史家による「安楽死」の掘り起しである。1990年代初頭には、消失したとされていた「T4作戦」の犠牲者約3万人のカルテが旧東ドイツで発見され、以後、犠牲者に関する研究が大きく進展し、2000年代になるとその成果が徐々に刊行されるようになった。しかし、そこでも犠牲者の個人名は原則として伏せられていた。例えば、上述の3万人のカルテを詳細に分析した『「殺戮の忘却は殺戮の一部である」——ナチ「安楽死」犠牲者のライフヒストリー』（2007年刊行）⁽¹⁶⁾は、書名の通り犠牲者一人ひとりを叙述の対象としながらも、そこでとりあげられた23名の犠牲者のうち実名で紹介されているのはわずか2名である。

このように犠牲者の名前を匿名とする背景には、公文書の利用に関するドイツの法規定がある。ドイツでは「文書館は国民の記憶である」とされ⁽¹⁷⁾、所蔵史料は市民の利用や学術研究に広く開かれているが、個人資料の利用については一定の条件が課されている。例えば、先の3万人のカルテが現在所蔵されているドイツ連邦文書館の法規定では、当事者の死後30年が経過していること⁽¹⁸⁾に加え、「保護されるべき第3者の利益を侵害しないこと」という条件が付されていた⁽¹⁹⁾。そのため、「安楽死」犠牲者個人に関する情報を公表する場合には、「保護されるべき第3者」として想定される当事者の家族・親族の許可を得ることが必要であるというのが連邦文書館の見解であり、そうでない場合には、利用者が自身の責任で個人が特定されない措置をとること、すなわち匿名化することが求められていた⁽²⁰⁾。

「安楽死」からすでに70年あまりが経過する中で、犠牲者の家族・親族を探し当て、実名公表の許可を得ることは現実には非常に困難であった。犠牲者の遺族の中には、病や障害のある子を病院や施設に残して亡命せざるを得

なかったユダヤ系の家族、家族全員がホロコーストの犠牲になった一家もあった。さらに、ドイツ占領下のウクライナやポーランドから連行された外国人労働者などの場合にはそもそも家族関係が記録に残されていないこともあり⁽²¹⁾、ナチ体制下の迫害や戦時下の混乱の中で、もはや近親者を迎えることのできない犠牲者は多数存在した。また、犠牲者の子孫が国内外のどこかで生きていたとしても、子ども世代はすでに高齢になっており、孫世代はしばしば「家族の秘密」を知らされていなかった。

その結果、カルテをはじめとする関連史料の発見によって犠牲者一人ひとりの苦難や犠牲が明らかになっても、近親者の同意を得られたごくわずかのの人々を除いて、個人としてその名が公になることはなかった。犠牲者集団の中の「一つの事例」として顔写真やライフヒストリーが部分的に紹介されることはあっても、あくまで名前は伏せられたままであった。犠牲者はあいかわらず匿名の存在だったのである。

2. 「名前」を求める声の高まり

こうした犠牲者の匿名化に対して一石を投じ、その後、実名公表を求める運動へと発展していく取り組みは、学術研究の外、あるいはその周縁ではじまった。その舞台となったのは、「T4 作戦」の際に殺害施設として稼働した6カ所の「安楽死」施設の跡地である⁽²²⁾。1980年代以降、「安楽死」への一般的な関心が徐々に高まる中で、「かつてその場所で起こったこと」をあらためて調査し、それらの情報を広く伝えようとする活動が、殺害施設跡地の近隣住民、地域の大学生や医療・福祉関係者の手によって始められた。ドイツ中部のヘッセン州ハダマーの殺害施設跡地を皮切りに、戦後、一度は取り壊

され撤去された建物や、別目的のために転用されていた関連施設が復元されて一般に公開されるとともに、関連資料を集めた図書館・文書館を備えた記念資料館が徐々に設立されるようになった⁽²³⁾。犠牲者の記録を掘り起こし彼らの存在を後世に伝えようとする試みも、こうした流れの中で始まった。

しかし、ここで立ちはだかったのが先述の文書館法であった。例えば、先述のハダマーの殺害施設跡地には「安楽死」犠牲者のカルテが残されていたが、これらの文書はヘッセン州公文書館法の管理下にあった。そこでの個人文書の扱いに関する規定は連邦公文書館法のそれに準ずるもので、犠牲者の実名や個人データを公表するには家族・親族の同意が必要とされたのである。結局、ハダマーでは、ヘッセン州および州文書館との申し合わせによる「妥協案」として、閲覧を制限した犠牲者名簿が作成されることになった⁽²⁴⁾。2006年、フルネームと生没年月日を付した犠牲者一万5千人の犠牲者名簿が完成し、家族・親族の申請や学術研究目的に限って記念館内での閲覧に供される一方、名簿自体は紙媒体でもデジタルでも公開されないことになった。このように、法の求める運用を守りつつ実名を記すための「工夫」は、他の「安楽死」記念館でも様々に試みられるようになる⁽²⁵⁾。

こうして限定された形ではあれ、犠牲者の氏名が実際に公表されるようになると、各地の記念館には次第に遺族からの問い合わせが届くようになった。そして、実際に問い合わせてきた遺族のうち、犠牲者の名前の公表に反対したのはごくわずか——当時のハダマー記念館館長 G. リーリエントールによれば、例えば、2013年に「連絡のあった数百件のうち2件」——であったという⁽²⁶⁾。中には、実名の公表によってはじめて祖父母が「安楽死」の犠牲者だったことを知り、家族の手元に残されていた手紙や写真、寄付の提供などを申し出る例もあった。

実名公表に対する「暗黙のタブー」も徐々に揺らぎはじめる。2010年代には、遺族が自ら掘り起した「安楽死」犠牲者のバイオグラフィーが刊行され⁽²⁷⁾、犠牲者の調査と追悼のために遺族の学習グループも立ち上げられるようになった。また、遺族の働きかけによって、いわゆる「つまずきの石」プロジェクト⁽²⁸⁾——ナチ迫害の犠牲者を祈念して、ゆかりある場所の歩道に、犠牲者の名前、生没年、犠牲となった場所を記した小さな真鍮のプレートを埋め込むというもの——にも「安楽死」犠牲者がとりあげられるようになる⁽²⁹⁾。これらは、遺族の側にも実名公表の用意がある、むしろそれを望む声があることを示すものであった。

また、長く「安楽死」問題の追及に携わってきたジャーナリストや研究者の中からも、文書館法の定める史料の扱いに対する批判の声があがった。関連資料の多くがナチ体制下で破棄され、あるいは消失し、誰が犠牲者だったのかも突き止められない中で犠牲者を匿名とすることは歴史の隠蔽にほかならないとし、自身の著作では、「自らの責任で」あえて犠牲者の実名をあげる研究者も現れた⁽³⁰⁾。

こうして、遺族の側でも、学術研究の側からも、これまで自明だった犠牲者の匿名化に疑問が投げかけられるようになったのである。

3. 「犠牲者に名前を」：学術会議における議論

「安楽死」犠牲者の実名公表を求める声が高まる中で、その後の方向性を決定づける転機となったのが2013年と2016年に開催された二つの専門家会議である。どちらの会議においても、歴史研究者、犠牲者遺族、法律家、文書館関係者、精神科医、市民団体代表など多様な人々が参加し、それぞれの立

場から議論を展開した。以下ではこの二つの会議を手がかりに、この問題をめぐるコンセンサスがいかにか形成されていったか、そしてそれはどのような論理に立つものだったのかをみていきたい。

最初の会議は、2013年11月にミュンヘンで開催された。会議開催の契機となったのは、ミュンヘン市が、同市出身の「安楽死」犠牲者2,000人あまりの名簿を含む追悼論集の刊行を企画したことにあつた⁽³¹⁾。ミュンヘン市では、すでにこの年の1月、「T4作戦」の最初の犠牲者が「安楽死」殺害施設に移送された日にあわせて、「安楽死」犠牲者400名の実名が街の中心にあるマリーエン広場で読みあげられるなど、犠牲者の実名による想起と追悼への機運が高まっていた。しかし、犠牲者の個人資料を所蔵するバイエルンの公文書館は、刊行物への実名掲載に関しては従来通りのスタンス——「第3者」である家族・親族の同意が必要——を保持していた。

この会議では、先述のように医学史研究者や犠牲者の遺族、精神科医、精神疾患患者の会代表、「安楽死」記念館関係者、さらには連邦文書館の担当官などが一堂に会し、実名公表の是非をめぐって本格的な議論が交わされた⁽³²⁾。実名公表を支持する立場からは、「安楽死」犠牲者もホロコースト犠牲者と同様にナチ迫害の犠牲者として認知されるべきであり、彼らを名前のある個人として想起・追悼することは次世代が負っている責務であるとする意見⁽³³⁾、あるいは、今なお名前を隠され、匿名化されること自体が精神疾患・障害に対する偏見や差別に他ならず、こうしたスティグマを脱する第一歩として名前の公表を求める遺族の意見などがあげられた⁽³⁴⁾。しかし他方で、精神疾患に対する偏見が現在も存在する以上、実名の公表には慎重さが必要であり、あくまで遺族の同意を前提とするべきだという反対意見⁽³⁵⁾や、連邦文書館法に則れば、実名公表に対して「保護されるべき第3者」がその利益の侵害を

主張しうることにかわりはなく、家族の同意が確認できない以上、匿名化は必要であるとの意見⁽³⁶⁾が出された。

結局、この会議ではコンセンサスは得られず、ミュンヘン市は、弁護士や専門家の所見にもとづく妥協案——ミュンヘンのような大都市では、名前と生年のみでは個人の特定はまず不可能であるという判断から、生年のみであれば可とする——に基づいて追悼論集の準備を進めることになった。

しかし、この論集が実際に刊行される 2018 年までの間に、事態は大きく進展することになる。各地の記念館や記念の場——「安楽死」に関与した病院や移送元の施設など——で、犠牲者のフルネームや生没年月日が様々な形で公にされ始めたのである。フルネームのリストが刻まれた碑を設置する病院や、「安楽死」施設に移送された患者名簿をオンラインで公開する地方の文書館も現れた。ここにいたって、文書館法の運用と現実とが「乖離しはじめた」のである⁽³⁷⁾。さらに 2014 年には、実名公表を正当なものとして支持する所見がベルリン州憲法裁判所の元副長官 E. ケルティングによって提示され⁽³⁸⁾、翌 2015 年にはヘッセン州の地方議会から、「安楽死」犠牲者の実名公表を可能にするための連邦文書館法改定を求める陳情書が連邦議会に提出された⁽³⁹⁾。

こうした流れを受けて 2016 年 6 月に開催されたのが、連邦政府の文化・メディア庁主催による首都ベルリンでの専門家会議である。「犠牲者に名前を。追悼と個人情報保護——展示、追悼刊行物、データバンクにおけるナチ犠牲者の実名公表」という会議の名称が示すように、ここではすでに現実になりつつある実名公表という方向性が確認されるとともに、その方法や公開する個人データの範囲が主たる議論の対象となった⁽⁴⁰⁾。

会議の冒頭、開会の辞を述べた連邦文化・メディア大臣 M. グリュッタースは、「名前は存在と魂の一部である」というトーマス・マンの言葉を引きな

がら、ナチ迫害の犠牲者はその存在と魂を奪われていた人々であるとし、彼らのアイデンティティと尊厳を取り戻しその苦しみを少しでも理解するためには、犠牲者一人ひとりの名前や運命を知ることが必要であるとしたうえで、目下の課題は「安楽死」犠牲者の実名や個人にかかわる情報を「公開してもよいか、あるいはすべきであるか、そしてそうであるなら、どのように、どの程度か」であると述べている⁽⁴¹⁾。2013年の会議と同様、ここでも歴史研究者や文書館関係者、犠牲者遺族、法律家や精神科医、市民団体代表など多様な立場の人々が参加していたが、2013年当時とは異なってその結論はほぼ一致していた。

まず、2014年に法的所見を発表したケルティングは、「安楽死」犠牲者が病者・障害者であったという事実だけでその名を秘匿する権利は親族にはないとし、死者の尊厳と推定意思に鑑みれば、むしろ名前をあげる権利の方が優先されるとした。ただし、公開されてよいのは犠牲者のフルネームと生没年月日、生誕地、住所、死亡した施設名までであり、病歴や診察名は死後も保護されるべき情報であるとした⁽⁴²⁾。取り戻されるべきは犠牲者が「人である」ことであって、疾病や診断治療ではないからである。最後の論点は、医学史家によっても共有された点であった。医療従事者が課せられた守秘義務は患者の死後も変わることはなく、それゆえ、病歴や診断を含むカルテを公開する際には匿名にすべきであること、名前や生没年月日のような直接個人にかかわる情報と、病歴や治療情報とは公表に際しても峻別すべきであるとの見解が示された⁽⁴³⁾。

また、ハダマー「安楽死」記念館館長として長らくこの問題に携わってきたリーリエントールは、犠牲者の実名公表は過去数年の間に各地で進んでおり、その多くは犠牲者遺族の希望によるもので匿名化を望む遺族ははわずか

であること、病や障害のある人々の社会的包摂を目指す現代社会において、公的な追悼から彼だけが除外されるべきではないとし、今や「機は十分に熟して」いるとした⁽⁴⁴⁾。

さらに、ポーランドの歴史家で「T4 作戦」の犠牲者追悼ウェブサイトを運営するバルツァーは、ポーランドの国立文書館では、ナチ体制下に「安楽死」殺害精神病院として稼働したメゼリッツ - オプラヴァルデ病院（現ポーランド）で犠牲となった患者 3,000 人の名前、居住地、移送前の病院・施設名をオンラインで公開していることをあげ、なぜドイツでは犠牲者の名前が秘匿されねばならないのかと疑問を呈した。また、この問題に関する各地の文書館の運用は一貫しておらず、文書館法の規定が形骸化していることを指摘した⁽⁴⁵⁾。

その後の方向性を決定づけたのは、連邦文書館長 M. ホルマンの示した見解である。同氏は、連邦文書館のこれまでの運用が近年広く批判を浴び、「安楽死」犠牲者の実名公表を求める声が高まる中で従来のルールの再検証が必要になったとし、「安楽死」関連の史料の扱いにおいては、学術的にも、犠牲者のファミリーヒストリーを明らかにするためにも、より自由な運用が求められることを承認したのである⁽⁴⁶⁾。

このように実名公表を原則的に支持する方向でコンセンサスが形成されたことを受けて、会議では今後の行動指針として以下の諸点が提示された⁽⁴⁷⁾。

—「記憶されることは人権である。」この法的原則は、ナチ「安楽死」の犠牲者およびナチ体制下の犠牲者すべてに対する公的な追悼に適用される。ここから特定のグループを排除することは、差別の継続を意味しうる。

—個人情報、疑う余地なく、かつ法的安定性をもって提供できるように、文書館は明白な法的前提を必要とする。「安楽死」犠牲者の名前と生没年などの個人データ、「[安楽死] 殺害施設への：引用者注」移送前の病院・施設名を公開することは、文書館法上何ら問題とならない。他方、カルテを一般に公開することはここには含まれない。犠牲者の氏名を刊行する場合には、個別に慎重に検討すべきである。犠牲者の子孫がフルネームの公表に明確に反対した場合には、それに配慮しなければならない。

—文書館での運用は、連邦と州で足並みを揃えることが望ましい。[…]

—ナチ体制下で迫害された人々に関する文書史料の利用に関しては、国際的な文脈で議論され、相互協力に努めるべきである。[…]

—すでに行われているインターネット上でのデータバンクによる実名公表⁽⁴⁸⁾は承認され、学術的なプロジェクトによりサポートされるべきである。こうしたデータバンクを通してはじめて、一部の遺族は家族が殺害されていたことに気がついた。

—「安楽死」犠牲者[……]の親族・家族のための相談サービスを整備していくことは、引き続き必要不可欠である。[……]⁽⁴⁹⁾

この決議によって、この問題に関する議論は実質的な決着をみたと言える。「安楽死」犠牲者の氏名と個人データは、家族・親族の同意が確認できなくても——刊行物でもオンラインであっても——公表可能となる道が開かれた。早くもその年の11月には、ヘッセン州がハダマーの犠牲者の実名公表を許可する決定を下した。すなわち、「名前、出身地、ハダマー殺害施設への移送日および殺害された日」が、親族および子孫の反対がない限り公表されう

ることになり、常設展示やホームページ上の匿名化は撤廃された。さらに2018年6月には、先述のミュンヘン市の追悼記念論集が、犠牲者のフルネームと生没年月日、殺害された施設名を付した名簿を掲載したうえで刊行された。400頁を越える分厚い追悼記念論集の表表紙を飾ったのは、冒頭であげたイルムガルト・ブルガーの写真である（図版④）。



図版④ ミュンヘン市「安楽死」犠牲者追悼論集

出典：Gedenkbuch für die Münchner Opfer der nationalsozialistischen „Euthanasie“-Morde, hg. v. NS-Dokumentationszentrum München und dem Bezirk Oberbayern durch Michael von Cranach, Annette Eberle, Gerrit Hohendorf und Sibylle von Tiedemann, Göttingen 2018.（表紙）

そして、その年の8月には、連邦文書館に所蔵されている「T4 作戦」の犠牲者3万人のリストがオンラインで公開されるにいたった⁽⁵⁰⁾。これによって、インターネットにアクセスさえできれば、自身の親や祖父母が「T4 作戦」の犠牲になっていたかどうか、国外に居住する遺族であっても容易に確認できるようになった。こうして、長きにわたった犠牲者の匿名化によりやく終止符が打たれたのである。

おわりに

「安楽死」の犠牲者は、ナチ体制下で「生きる価値のない人々」とみなされ、不当に命を奪われた人々であった。しかし、ナチ体制崩壊後も彼・彼女らの犠牲は闇の中に埋もれたままであった。これらの人々は、戦後においても社会的にマージナルな、差別の対象となる存在であったからである。彼らの生と苦難は、病院のカルテの中、あるいは家族の記憶の中にしか残されていなかった。しかし、犠牲者の子孫の利益、あるいは医療従事者の守秘義務といった問題にからめとられ、彼らの存在は死後70年あまりの長きにわたって知られないままであった。本稿が辿ってきたのは、これらの人々が再び家族と社会の記憶のなかに場所を取り戻すまでのプロセスである。どこの誰とも確定しえない匿名の存在としてではなく、名前のある個人として記憶され、家族だけでなく、公的な追悼の対象として承認されること、ホロコーストの犠牲者には当たり前に行われていた実践が、ようやく「安楽死」犠牲者に対しても行われるようになったと言えよう。

彼ら一人一人が公的な追悼の対象として正式に承認されたことを象徴的に示すのが、2017年1月27日に開催されたドイツ連邦議会での追悼式典⁽⁵¹⁾で

ある。「ナチズムの犠牲者に対する追悼の日」として毎年開催されているこの式典で、この年、初めて「安楽死」犠牲者がとりあげられた。連邦大統領、連邦首相、連邦議会議長、憲法裁判所長官に多数の連邦議会議員が列席する式典で、連邦議長のあいさつに続いて朗読されたのは、1943年、殺害精神病院に送り込まれたある「安楽死」犠牲者が母親にあてた手紙であった⁽⁵²⁾。さらに、早くから身内の「安楽死」犠牲者を実名で公表してきた遺族も演台に立った。犠牲となった叔母の伝記を刊行したファルケンシュタインは、叔母の運命について語ることは、これまで不当に奪われてきた彼女の尊厳とアイデンティティを取り戻すことであり、叔母と同じ運命を辿った人々を「家族と集団の記憶の中に呼び戻す」ことは、今日なお続く精神疾患・障害に対するスティグマを払拭することでもあると述べた。匿名から実名へと事態を動かす決め手となったのは、最終的にはこうした犠牲者遺族の声であったといえよう。

この日、連邦議会議事堂の傍聴席で式典を見届けた97歳のメリッタ・ブルガーも、声をあげた遺族の一人である⁽⁵³⁾。メリッタは1920年、先に挙げたイルムガルト・ブルガーの次女として生まれ、一家はミュンヘンのシュヴァービング地区で何不自由ない生活を送っていた。しかし、メリッタが生まれて間もなく、母イルムガルトは様々な脅迫妄想に悩まされるようになり、「精神分裂病」と診断される。メリッタが覚えているのは、寄宿学校に通っていた1930年代半ば、学校の健康診断でメリッタが母の病歴について話したところ、校医の女性に「なんてこと！このことは誰にもいってはいけませんよ、絶対に」と言われたことであった。その後、イルムガルトは精神病院への入院を余儀なくされる。メリッタが病院からの連絡で母親の突然の死を知ったのは、終戦間際の1945年1月であった。病院側の曖昧な説明に疑問を抱きな

がらも、メリッタはそれ以上母の死について調べることはなかった。

メリッタが母の死の真相を知ったのは 2015 年、イルムガルトの死から実に 70 年後であった。イルムガルトは、精神病院の一室で、いわゆる「飢餓食」——意図的に栄養価のない食事を与えること——によって餓死・衰弱死させられたのだった。90 歳のメリッタは、今こそ母の辿った運命を——どこでも、公の場でも——語らなければならないと思ったという。同じくタブーを破ろうとする「安楽死」犠牲者家族と共に語り合い、連邦議会議長あてに連名で手紙を送った。そして、先述の追悼式典に招待されたのである。

その後、2018 年にミュンヘン市が始めた「追悼のしるし」プロジェクトを知ったメリッタは、母イルムガルトと共に過ごしたシュヴァービング地区のかつての住まいに、想起と追悼の証として金のプレートの設置を申請した。プレートが完成し、追悼の催しが行われたのは——冒頭で挙げたように——2019 年 1 月 18 日であった。その 2 週間前、メリッタは 98 歳で亡くなった⁽⁵⁴⁾。メリッタが見ることはかなわなかったが、この日、イルムガルトは家族の記憶だけでなく彼女がかつて暮らしたコミュニティの記憶の中に場所を取り戻したのである。

[付記] 本稿は 2021・2022 年度成城大学特別研究助成制度の助成を受けた研究成果の一部である。

註

- (1) 本稿の内容の一部は、2022 年 11 月 19 日に開催された日本生命倫理学会第 34 回年次大会（関西学院大学・ハイブリッド開催）の学会企画シンポジウム「個人情報とひとの顔のはざまで——データ・尊厳・公共性」（オーガナイザー：美馬達哉氏／立命館大学）において口頭で報告されたものである。
- (2) „Neue „Erinnerungszeichen“ in Lehel und Schwabing für Opfer des

- „Euthanasieprogramms“, in: *Wochenanzeiger München*, 21. 1. 2019 (Online) (最終閲覧 2023 年 9 月 18 日)
- (3) 近年の、ホロコーストの記憶文化やパーソナル・ヒストリーへの注目については、姫岡とし子「ドイツにおけるホロコーストの記憶文化と性」『歴史と地理』654 号（『世界史の研究』231 号）、山川出版社、2012 年、1-15 頁。
 - (4) イルムガルト・ブルガーのライフヒストリーについては、中野智世・木畑和子・梅原秀元・紀愛子『「価値を否定された人々」——ナチス・ドイツの強制断種と「安楽死」』新評論、2021 年、220-225 頁。
 - (5) ナチ・ドイツによる「安楽死」については、最新の研究動向を踏まえた概観として以下を参照。梅原秀元『「安楽死」という名の大量虐殺——その始まりと展開』中野・木畑・梅原・紀前掲書所収、第 2 章、95-168 頁。
 - (6) この作戦の本部がベルリンのティアガルテン通り（Tiergartenstraße 4）4 番地におかれていたことから、こう称された。
 - (7) 戦時下の精神病院で行われていた患者殺害については、バイエルンのエグルフィンゲルハール精神病院を事例としたケーススタディとして以下を参照。中野智世『「安楽死」の犠牲者——バイエルン地方のある精神病院の事例から』中野・木畑・梅原・紀前掲書所収、第 3 章、169-233 頁。
 - (8) 「安楽死」の過去に対する医学界の対応については、紀愛子「強制断種・『安楽死』の過去と戦後ドイツ」中野・木畑・梅原・紀前掲書所収、第 4 章、235-294 頁、特に 250-259 頁。
 - (9) 例えば、精神医学会主催による「安楽死」殺害に関する展示会カタログを参照。クリスチアン・プロス、ゲッツ・アリ編、林功三訳『人間の価値——1918 年から 1945 年までのドイツの医学』風行社、1993 年、64 頁。
 - (10) Fangerau, Heiner/Krischel, Matthias, „Der Wert des Lebens und das Schweigen der Opfer: Zum Umgang mit den Opfern nationalsozialistischer Verfolgung in der Medizinhistoriografie“, in: Westermann, Stefanie/Kühl, Richard/Ohnhäuser, Tim (Hg.), *NS-„Euthanasie“ und Erinnerung. Vergangenheitsaufarbeitung – Gedenkformen – Betroffenenperspektiven*, Berlin 2011, S. 19-28, hier 22.
 - (11) 「安楽死」殺害のみを理由として、遺族に一時金が支給されるようになったのは 2002 年になってからである。戦後補償についての詳細は、紀前掲書、259-271 頁。
 - (12) 当時の家族の対応については、中野前掲書、207-214 頁。
 - (13) 数少ない例外として、精神病院に強制入院させられた息子を取り戻そうとし、死

後は補償を求めて闘った母親の事例がある。<https://gedenkort-t4.eu/biografien/ernst-putzki> (最終閲覧 2023 年 10 月 22 日)

- (14) 「安楽死」犠牲者の子どもたちが晒されていた偏見と蔑視については、紀愛子「ナチスによる『安楽死』犠牲者の子供たち」大内宏一編『ヨーロッパ史のなかの思想』彩流社、2016 年、305-332 頁。
- (15) Delius, Peter, „Im Schatten der Opfer. Die Bewältigung der NS-Gewaltmaßnahmen gegen psychisch Kranke durch deren Angehörige“, in: Heesch, Eckhard (Hg.) *Heilkunst in unheilvoller Zeit. Beiträge zur Geschichte der Medizin im Nationalsozialismus*, Frankfurt a. M. 1993, S. 65-84, hier 81. こうした「記憶の抑圧」については、紀前掲論文、2016 年、317 頁以下。
- (16) Fuchs, Petra/Rotzoll, Maike/Müller, Ulrich/Richter, Paul/Hohendorf, Gerrit (Hg.), » *Das Vergessen der Vernichtung ist Teil der Vernichtung selbst* «. *Lebensgeschichte von Opfern der nationalsozialistischen » Euthanasie* «, 3. durchgesehene Aufl., Göttingen 2014 (2007).
- (17) 児玉嘉之ほか訳、戸田典子解説「1988 年 1 月 6 日の連邦の記録史料の保護および利用に関する法律 (連邦文書館法)。翻訳と解説 (立法紹介／西ドイツ)」『外国の立法』28(2)、1989 年、50 頁。
- (18) 連邦文書館法 (1988 年法) 第 5 条第 2 項。なお、2017 年の連邦公文書館法では保護期間が 30 年から 10 年に短縮された (第 11 条 2 項)。参照、泉真樹子「ドイツ連邦公文書館における公文書の管理と利用——2017 年連邦公文書館法制定」『外国の立法』281 号、2019 年、23-58 頁。
- (19) 1988 年法では第 5 条第 6 項、2017 年法では第 5 条第 5 項。
- (20) Lilienthal, Georg/Martin, Elke/Meissner, Matthias/Weindling, Paul, „Erfahrungen von Historikern, Gedenkstätten und die Position des Bundesarchivs“, in: Hohendorf, Gerrit/Raueiser, Stefan/Cranach, Michael von/Tiedemann, Sibylle von (Hg.), *Die „Euthanasie“-Opfer zwischen Stigmatisierung und Anerkennung. Forschungs- und Ausstellungsprojekte zu den Verbrechen an psychisch Kranken und die Frage der Namensnennung der Münchner „Euthanasie“-Opfer*, Münster 2014, S. 181-193, hier 181-183. 2017 年法第 12 条第 2 項の注釈も参照。泉前掲論文、55 頁。
- (21) ユダヤ系、外国籍の「安楽死」犠牲者については、中野前掲書、200-205 頁。
- (22) ハダマー、ベルンブルク、グラウフェネック、ビルナーゾンネンシュタイン、ハルトハイム (現オーストリア)、ブランデンブルクの 6 カ所。

- (23) 記念館の設立経緯についての詳細は、紀前掲書、271-286 頁。ただし、6 カ所ある殺害施設跡地での記念館設立時期にはかなりのタイムラグがある。最も早いハダマーは 1983 年（1991 年に改設）、ベルンブルクは 1989 年、グラーフエネックは 1990 年（2005 年改設）、ビルナー・ゾンネンシュタインは 2000 年、ハルトハイムは 2003 年、ブランデンブルクは 2012 年設立である。
- (24) Lilienthal/Martin/Meissner/Weindling, 2014, S.181f, 186f.
- (25) 例えば、公共のスペースに犠牲者のフルネームを掲げるかわりに個人を特定できないよう生没年は記載しない方法（グラーフエネック、ハルトハイム）、生没年とフルネームをあわせて記載するが、名簿の閲覧場所を特定の空間に限定する方法など（ビルナー・ゾンネンシュタイン）。Lilienthal, Georg, „Der Umgang mit Daten von Opfern in NS-„Euthanasie“-Gedenkstätten“, in: Nachama, Andreas/Neumärker, Uwe (Hg.), *Gedenken und Datenschutz. Die öffentliche Nennung der Namen von NS-Opfern in Ausstellungen, Gedenkbüchern und Datenbanken*, Berlin 2017, S. 93-104, hier 96f.
- (26) Lilienthal/Martin/Meissner/Weindling, 2014, S.184.
- (27) 例えば、叔母アンナが「安楽死」の犠牲となったことを知った姪の手による伝記『アンナの足跡。あるナチ「安楽死」の犠牲者』（2012 年刊行）が代表的。Falkenstein, Sigrid, *Annas Spuren. Ein Opfer der NS-» Euthanasie* », München 2012. 著者であるファルケンシュタインは、その後、実名公表を求める活動の中心的担い手となる。先駆的なものとして以下も参照。Dapp, Hans-Ulrich, *Emma Z. Ein Opfer der Euthanasie*, Stuttgart 1990.
- (28) 1992 年、芸術家ギュンター・デムニヒが始めた取り組みで、この「つまずきの石」は現在 30 カ国、10 万カ所に設置されている。https://www.stolpersteine.eu/（最終閲覧日 2023 年 10 月 23 日）
- (29) 例えば、2010 年に「つまずきの石」が設置された「安楽死」犠牲者ベンヤミン・トラウブの例など。Traub, Hartmut, *Ein Stolperstein für Benjamin. Den namenlosen Opfern der NS-„Euthanasie“*, Essen 2013（『ベンヤミンのためにつまずきの石を。名もなきナチ「安楽死」犠牲者に』）。
- (30) Klee, Ernst, „Euthanasie“ im Dritten Reich. Die „Vernichtung lebensunwerten Lebens“, *Vollständig überarbeitete Neuauflage*, Frankfurt a. M. 2010, S. 17; Aly, Götz, *Die Belasteten. » Euthanasie « 1939-1945. Eine Gesellschaftsgeschichte*, Frankfurt a. M. 2014, S. 9ff.
- (31) 論集の企画と刊行までの経緯については、NS-Dokumentationszentrum München und

- Bezirk Oberbayern durch Cranach, Michael von/Eberle, Annette/Hohendorf, Gerrit/Tiedemann, Sibylle von (Hg.) *Gedenkbuch für die Münchner Opfer der nationalsozialistischen » Euthanasie «-Morde*, Göttingen 2018, S. 21-23.
- (32) この会議での報告については Hohendorf/Rauciser/Cranach/Tiedemann, 2014, S. 163-206.
- (33) Lilienthal/Martin/Meissner/Weindling, 2014, S. 185.
- (34) Plädoyers von Angehörigen, Psychiatrieerfahrenen und Medizinerin, in: Hohendorf/Rauciser/Cranach/Tiedemann, 2014, S. 167-176, hier 172-175.
- (35) Ibid., S. 168f.
- (36) Lilienthal/Martin/Meissner/Weindling, 2014, S. 191.
- (37) Lilienthal, 2017, S. 100f.
- (38) http://www.ns-euthanasie.de/downloads/Gutachten_Namensnennung.pdf (最終閲覧日 2023 年 11 月 11 日)
- (39) <http://www.euthanasie-gedenken.de/pdf/Petition%20-%20Euthanasieopfern%20ihren%20Namen%20wiedergeben.pdf> (最終閲覧日 2023 年 11 月 11 日)
- (40) 会議の報告書は Nachama/Neumärker, 2017.
- (41) Grütters, Monika, „Grußwort“, in: Nachama/Neumärker, 2017, S. 7-11, hier 7f.
- (42) Körting, Ehrhart, „Wiederherstellung des „Personseins“ von Opfern der NS-„Euthanasie“ von 1939 bis 1945“, in: Nachama/Neumärker, 2017, S. 19-30, hier 25f.
- (43) Beddies, Thomas, „Datenschutz im Gesundheitswesen und seine Bedeutung für Opfer der NS-Medizin“, in: Nachama/Neumärker, 2017, S. 55-65; Cranach, Michael von, „Ein Plädoyer für die Namensnennung“, in: Nachama/Neumärker, 2017, S. 77-81.
- (44) Lilienthal, 2017, S. 100f.
- (45) Parzer, Robert, „Praktiken des Datenschutzes in deutschen und polnischen Archiven, in: Nachama/Neumärker, 2017, S. 47-53.
- (46) Hollman, Michael, „Das Bundesarchiv und das Gedenken an die Opfer der nationalsozialistischen Gewaltherrschaft“, in: Nachama/Neumärker, 2017, S. 31-46, hier 39ff.
- (47) Nachama, Andreas/Neumärker, Uwe, „Vorwort“, in: Nachama/Neumärker, 2017, S. 13-18, hier 16f.
- (48) 例えば、2011 年に開設された「安楽死」犠牲者を祈念するウェブサイトなど。
<https://www.gedenkort-t4.eu> (最終閲覧 2023 年 10 月 8 日)
- (49) この項目では、「安楽死」犠牲者だけでなく、ナチ体制下に行われた強制断種の被

害者に対する補償についても言及がある。強制断種はしばしば「安楽死」と同種のナチ犯罪として並行してとりあげられるが、犠牲者がすでに故人である「安楽死」とは異なり、強制断種の被害者は生存者であり、そこで論点になったのは実名公表ではなく戦後補償であった。両者の違い、および、強制断種被害者がナチ迫害の被害者としての承認と補償とを求めた長い闘いについては、紀前掲書、259-271。

- (50) 連邦文書館のプレスリリースは <https://www.bundesarchiv.de/DE/Content/Pressemitteilungen/nennung-opfernamen-euthanasie.html> 犠牲者名簿は https://www.bundesarchiv.de/DE/Content/Downloads/Aus-unserer-Arbeit/liste-patientenakten-euthanasie.pdf?__blob=publicationFile (最終閲覧日 2023 年 11 月 11 日) なお、このリストは以前から違法にデジタル化され、オンラインで公開されていた。2002 年、ベルリンで開催された追悼行事に際して、連邦文書館が名前の読み上げのみに使用を限定して提供した犠牲者リストが不正に流出したものである。
- (51) <https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2017/kw03-gedenkstunde-488616> (最終閲覧 2023 年 10 月 8 日)
- (52) ハダマーで殺害されたエルンスト・ブッツキが書いた手紙で、投函されずにカルテの中に残されていた。朗読された手紙の文面およびブッツキのライフヒストリーについては、中野・木畑・梅原・紀前掲書、9-14 頁。
- (53) メリッタ・ブルガーについては、中野前掲書、222-225 頁、および Cranach, von Xaver, „Euthanasieopfer. „Man hat schon als Kind mitgekriegt, dass da gräuliche Methoden angewandt werden““, in: *Süddeutsche Zeitung*, 27. 1. 2017 (Online). (最終閲覧 2023 年 10 月 8 日)
- (54) „Neue „Erinnerungszeichen“, in: *Wochenanzeiger München*. (注 2 に同じ)

